三　二級ボイラー技士免許

イ　次のいずれかに該当する者で、二級ボイラー技士免許試験に合格したもの

(1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。第百一条において同じ。）、高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第百一条において同じ。）、高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。第百一条第二号ロにおいて同じ。）又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（第百一条第一号ロにおいて「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程（第百一条第一号ロにおいて「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。第百一条第二号ロにおいて同じ。）で、ボイラーの取扱いについて三月以上の実地修習を経たもの

(2)～(5)　（略）

ロ・ハ　（略）

（免許試験の受験資格）

第百一条　次の各号に掲げる免許試験は、当該各号に掲げる者でなければ、受けることができない。

一　特級ボイラー技士免許試験

イ　（略）

ロ　学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科目を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該講座若しくは学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの

ハ　（略）

二　（略）

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第十三条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録基準） **第一条の二の二の二**　都道府県労働局長は、第一条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一　（略） 二　衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。	（登録基準） **第一条の二の二の二**　都道府県労働局長は、第一条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一　（略） 二　衛生工学衛生管理者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
労働基準法並びに法及び法に基づく命令	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に

三　二級ボイラー技士免許

イ　次のいずれかに該当する者で、二級ボイラー技士免許試験に合格したもの

(1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。第百一条において同じ。）、高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第百一条において同じ。）、高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。第百一条第二号ロにおいて同じ。）又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（第百一条第一号ロにおいて「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。第百一条第二号ロにおいて同じ。）で、ボイラーの取扱いについて三月以上の実地修習を経たもの

(2)～(5)　（略）

ロ・ハ　（略）

（免許試験の受験資格）

第百一条　次の各号に掲げる免許試験は、当該各号に掲げる者でなければ、受けることができない。

一　特級ボイラー技士免許試験

イ　（略）

ロ　学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科目を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの

ハ　（略）

二　（略）